

清淨光寺藏 冷泉為和著『題会之庭訓 幷和歌会次第』について

川平ひとし

要旨

藤沢の時宗総本山清淨光寺（遊行寺）に蔵される標記の一本を紹介する。同本は著者冷泉為和の自筆になるものと目され、依拠すべき本文であることはもとより、為和の和歌活動、ことに時宗の人々との繋がりを伝える資料として貴重だと思われる。同本をめぐる書誌を吟味しながら、関連してもたらされる問題点——書名・構成・記載内容（系譜意識、家の説の提示、和歌の会の場の意義など）の含みもつ問題、惣じて室町後期数多く作成され享受された和歌作法書類を捉えるための視点にかかわる問題——を検討し、論末に本文翻刻を付す。

室町後期、「道々」の衆庶に立ち交じつて都鄙を往^反し、京文化の伝播と領国文化形成の媒介となつた者たちのうち、連歌師らと並んで特に和歌研究の側から注目されるのは、公家たち、就中、歌道家に連なる人の動向であろう。冷泉為和もまたそうした和歌の「家人の人」の一人に他ならない。

既に先学によつて詳細に記述されてゐるよう⁽¹⁾に、例えば家集『今川為和集』によつて為和の赴いた先を押さえてみると、その足跡は近江・越前・加賀・能登・参河・甲斐・駿河・武藏に及び、必然的に在国の期間もまた長期に亘つており、地方との交渉の広がりと深さの程に驚かされる。それらの諸国において為和と交渉のあつたのは、駿河今川、甲斐武田に代表される領主や被官らを含む武家であるが、その一方に僧侶たち、とりわけ時衆との繋がりが存在したことは興味深い。家集に点出されてゐる為和と時衆との交渉の様子を、小稿で採り上げる資料もまた、よく照らし出してくれるのである。

2

その資料とは、藤沢の時宗総本山清淨光寺（遊行寺）所蔵の古典籍中見える、為和の著になる「題会庭訓」と「和歌会次第」との両書を合写した一本である。⁽⁴⁾ 同本はのちほど記す通り、著者である為和自から一筆に認めたものと目され、依拠すべき本文であることはもとより、為和

の筆跡、またその和歌活動の一端を伝える資料として価値は尠くないであります。ここに当の遊行寺本（以下このように称する）を紹介し、同本に関連してもたらされる幾つかの問題点を検討して、論末に同本の本文翻刻を付したいと思う。

ところで為和著「和歌会次第」は、同名の定家著作——定家の手によるものとして確実なテキストが數類・數種あり、それらのうち、冷泉家に流傳したことの確かな系統の本文⁽⁵⁾——に基づき、一部改変・補記を施した書である。これについては、為和による定家著作の「改編本」と名づけた上で、内容・位置につき旧稿⁽⁶⁾において検討した。今、遊行寺本を參看したことによつて、定家の著作に密着した形で作成された改編本「和歌会次第」を切離して察るのみでなく、同書（以下「改編本」と略称）と、定家の著作から「相対的に自由に、自己」あるいは当代の認識を明確に打ち出している⁽⁷⁾と認められる「題会庭訓」とを併せ、これら両書を執筆した為和の一連りの事蹟そのものの意義を捉え返すことが求められるであろう。本稿では、旧稿で闇説するに止まつた「題会庭訓」にむしろ重点を置き、旧稿のうちに披閲しえた伝本や得られた知見を加えて吟味し直したいと思う。

最初に、両書の伝本に關して知りうるところを確認しておこう。

(1) 「題会庭訓」と「改編本」の伝本は通常右の順序で合写されている。その種の伝本を七本確認しうる。おのずと例外はあり、実見したところでは宮内庁書陵部蔵本（一一〇・七四〇）のみ「題会庭訓」を欠く「改

編本」単独の伝本である。

3

(2) (1)の七本の巻末は共通している。各本とも、「題会庭訓」の末尾に「為和」の名とそれに並べて「明融」の署名を、「改編本」の方には次のような奥書を、それぞれ持っている。

此一巻、乍斟酌御懇望之間、以庭訓之旨具注進候、^{〔之〕の伝本あり}家明鏡、深可

被禁外見者也

為和
相伝忍雅

形態上変則的で、且つ奥書の見えない先掲書陵部本を例外として扱えば——と言うより、逆に同本の如き伝本が存することによって示唆されるように——本来両書は別々の執筆対象に向けられた、成立事情（成立時期をも含めてよいか）を異にする書と捉えうる。すなわち「題会庭訓」は為和男の明融に伝えられたもの、一方の「改編本」は忍雅なる人物に「相伝」されたもの、とひとまず捉えられるであろう。⁽⁹⁾

(3) 「改編本」の本文は諸本ともさして異同なく、「題会庭訓」もまた「題出し様之事」に始まり、

題の書様のこと・懷紙の事・会之事・読師之事・懷紙のかさね様・

講師之事・披講之事

と続く一つ書きの条々と、それらの記載内容に目ぼしい相違は認められないと統一する。

さて遊行寺本の、諸本通有の特徴とは異なる点を、先の(1)～(3)に即して指摘しておきたい。

(1)の点は、当本も変りなく、両書合写の形態を示している。しかし(2)・(3)は異なる。(2)について言えば、当本の「題会庭訓」の奥書は諸本のそれと全く別のものである。明融の名は見えず、次のように記されて

ところが遊行寺本は、以上のような既知の諸伝本とほぼ同一の実質を備えながらも、一部性格を異にする面を含んでいる。次に、同本の形式的な書誌的事実を略記しておこう。

遊行寺本は縦二一・八糸、横一六・二糸の袋綴一冊。原表紙と見ら

れる薄縹色の鳥の子紙に銀泥で雲・流水・秋草等を描く。同右上に、失われた題簽の痕と別途の貼紙の剥落した痕とを認めうる。外題の文字は見えない。見返と首尾各一葉の遊紙は共に後補か。本文用紙は鳥の子紙。所々虫損、何時の頃か裏打補修がなされたようだ。中に挟み込まれている「四貳号」と記された小紙片は嘗ての貼札の名残りか。内題なく、一丁表から一丁裏まで「題会庭訓」に相当する本文を一面七・九行に書く。次に丁を改め「和歌会次第」の端書のうち一二丁表から二〇丁裏に亘って同書を一面六・八行に書いている。傍記・補記等を含め全冊一筆になると思われる。一部に朱による合点・声点・読点と、傍記一箇所が見える。その筆も本文と同一か。

いる。

- (a) 如何様与風寵下、以拝顔猶と御不審之儀可申候、披講博士ハ去年注進候間、只今注不進候

藤澤

御同宿中

また「改編本」巻末には、諸本同様「此一巻、乍斟酌」云々の一文を持つものの、ここでも署名に統く宛先は忍雅ではなく、次の如く入れ替つてある。

(b)

藤澤
御同宿中

右の(a)・(b)を、ことさら擬作されたものと考えるには及ぶまい。むしろ、まさしく為和の記したものとして、その内容を積極的に読み解いてよいと考える。而して、右の奥書で最も注意されるのは脇付である。室町後期の書札礼の類に拠ると、「御同宿中」は僧家に対する脇付語の内、特に時衆に宛てる際のもの——むしろ、遊行上人その人に対するもの——と見られる。⁽¹⁰⁾ そうだとすれば、遊行寺本所収の両書が共に為和から藤沢の時衆の好土もしくは直接遊行上人に宛てて書き与えられたものであつたことは確実であろう。その際、(a)・(b)の如く共通の脇付を持ち、且つ為和の署名の後の花押が(a)に無く(b)のみに見られるのは、両書を一揃いのものとして合写したという事情を推測させる。

更に読み返すと、(a)の「如何様与風寵下、以拝顔」云々は、歌道家の人の下向を仰いで直接教示に与ろうとする懇望と、これに応えようとす

る為和の意思を伝えており⁽¹¹⁾、また「披講博士ハ」云々は、既に前年、今般の「題会庭訓」に先立つて、同じく会の作法の一部を成す披講譜に関する説の授受のあったことを伝えており、時宗の人々が歌道家の人たる為和に求めていた知識の内実と関心のありかを窺わせる。

為和

為和
(花押)

次に、(3)の本文異同の問題について見ると、「題会庭訓」の場合、通常の諸伝本と遊行寺本との間に、内容の総量に変りは無いものの、一部箇条の排列と記載事実に相違(後述)が見られる。これは、常の本と一部出入りのあるテキストを為和自から書き置く機会があつたことを伝えたいよう。一方、「改編本」の本文にはいささかの異同も存在しない。為和は忍雅に相伝したのと全く同一のテキストを、奥書の文言すら変えることなく、脇付のみを別途に付して時宗の人々へ書き与えたのである。

遊行寺本奥書には、常の本同様に、年次の記載なく、その成立時点は詳らかでない。従つて所収の両書の先後関係も、しかとは定め難いが、家集によつて知られる為和と時衆との交渉の時期や、先の(a)の文辞から察すると、遊行寺本は大よそ天文年間、在京の為和から藤沢へ書簡の体をもつて送付されたという事情を臚ろげながら想定しうると思う。

遊行寺本に関して残る問題の一つは筆跡である。結論を先に言えば、本書は為和が手すから染筆した本としてよいのではなかろうか。為和の書蹟については、後段でも触れる「定家様」の件を始め、興味深い問題が含まれている。ただし、ここではもっぱら遊行寺本の筆を見定めるべく、現存する為和の短冊の筆跡を、既紹介の写真版⁽¹²⁾に拠つて遊行寺本のそれと比較してみると、幽かに漂う「定家様」の筆つきは、彼此よく似

通っている。必ずしも多数の例で対照した結果ではないものの、現れて

収本

いる双方の特徴（論末付図⁽¹⁵⁾ 参照）の一一致を根拠とすれば、遊行寺本が為和自筆になることはほぼ確かだと判断される。仮りに右の推定が認められるならば、遊行寺本は為和と時衆の交渉の実状をさながら伝える資料としてまことに貴重だと言わねばなるまい。

4

〔B〕

3 東山御文庫蔵『冷泉家和歌諸式秘抄』（勅封六八・七・三・一八）巻子本（書陵部蔵マイクロフィルムに拠る）

4 陽明文庫蔵『出題集』（近・一四二・四二）（国文学研究資料館蔵マイクロフィルムに拠る）

2 の三康本⁽¹⁸⁾は、本文・奥書を含めて遊行寺本と一致している。ただし

「改編本」末尾の署名だけは「右衛門督為和（花押）」とあって遊行寺本と異なる。為和は永正十二年（一五一五）七月二十六日、右衛門督に任せられて以降、天文十年（一五六一）三月一日、民部卿に任せられるまで同官にあつたから（公卿補任）、当然右の期間に、当の署名を自己記したはずである。この署名を信すれば、為和は遊行寺本とは別に、それと全く同内容の、しかも宛先を同じくする一本を署名部分のみ違えて写し置く折があつたということになるであろう。ただしこの署名に後人の作意が働いていたとなれば、勿論右のような場合を想定する必要はない。三康本は江戸中期写本。本来存したと見られる朱記を欠くなど、僅かに本文は劣るもの、遊行寺本と同系に立ち、且つ右述のような経緯のあったグループとは異なる類に属する伝本をなお二三拾いうる。改めて遊行寺本をも含めて列挙すれば次の通りである。

〔A〕

1 遊行寺本

2 三康文化研究所附属三康図書館蔵『為和秘抄』（五・一二三三）所

〔B〕の3・4は共に「改編本」を付載しない「題会庭訓」のみの單独本である。奥書には例の通り先掲^(a)の一文を持つが、3は為和の署名を有し（花押あり）、4は署名を欠く。ただし脇付は3・4共に見えない。既述のように、「如何様」云々の一文は脇付と併せて、すなわち為

和と時衆との結びつきを背景に置いて読むとき、よく了解できると思われる。それゆえ、明らかに書簡体をとる先の一文（本文中の「候」文体を

も参照）を持ちながら 3・4 いすれも脇付を欠いている点はやや不審である。為和自身、この種の伝本を「A」の他に書き留めたという場合もなお想定できるものの、右の疑点と併せて、本文中に明らかに後人の手が加わっていると見られる事実（後述）をも考慮すると、むしろ右の想定は存疑とすべきかと思う。

さて、伝本をめぐる以上の記述を約言すれば、まず、明融に伝わった「題会庭訓⁽¹⁹⁾」と忍雅へ相伝された「改編本」とを合写（忍らく為和自身によるか）したテキストが存し、一類を成している。これと少異のある一類もまた存し、それは為和手すから合写して、藤沢の時衆の許へ遣送されたのだと考えられる。後者のテキストがのちに両書分断されて「改編本」のみ単独で伝わる伝本を派生したと見られる。前者の類を仮りに「相伝本」系、後者の類を藤沢遣送本系あるいは単に「遣送本」系と称するとすれば、当該の遊行寺本は「遣送本」の原本そのもの、もしくはそれに最も近い為和自筆のテキストということになるであろう。

(b) 主要異同

両系統本の異同はほとんど以下の二箇所に限られていると言つてよい。当の二箇所に幾分か考えるべき意味が含まれているように思われる。

(i) 箇条の排列

遊行寺本に従えば、本書はまず懷紙に詠草を認める際の題の文字の書き方を具体的且つ啓蒙的に指示した「題の書様の事」の条で始まり、次に、出題すべき題と、それらの順序・数・配分そして個々の題意を、同じく懇切に例示し、また後半で出題は歌道家の権限と深く結びつくものであることを説いた第二条「題いたし様之事」に続いている。しかし「相伝本」においては右の一・二条が逆転している。事はどの箇条を冒

頭に据えるかの違いに過ぎないとも言えようが、強いて読めば、遣送本では、題の書き方に関わる実践的な知識・規範の側面が、一方へ相傳本では、認可された者によってのみ担われるべき出題という行為の持つ権威の側面がより印象づけられることになる。そう解するなら、排列に見られる両系統間の異同は単なる機械的な差し替えではなく、むしろ享受対象を顧慮した為和の意図的な操作の結果であつたと捉えるべきであろう。明融に対してもうもって家の権威の確認から、時宗の人々に対しては題の文字についての細目から、それぞれ語り起こされたのだと解したい。

重要なのは、題の細目そして歌道家の権威の内実である。「題の書様の事」の条において為和は、四文字題を中心に、五字十字など、また三字題、仮名題の別に応じて、改行・字間・字高・字の切れ続き・字配りに留意すべきことを、具体例を示しながら説いている。挙例は十題。中には「寄樵夫恋」「寄商人恋」などの六百番歌合題や、「水辺涼自秋」「螢火乱飛秋已近」、「今日不知誰計会、春風春水一時来」などの新古今歌人にしばしば見られる句題や朗詠題・文集題、更に為和の家集に見える題が含まれている。「寄源氏物語恋」は自からの「家会」(大永三年三月二十一日)で、恐らく為和じんの出題した題であり(家集三・八六三)、「寄伊勢物語恋」は「三条家月次会」(天文元年十二月十九日)の題と一致している(家集四・一四八九)。それらの折、為和は自詠を懷紙に認めたはずであり、本書に掲げられている「題の書様」もそれらの実体験に根差すものであったに違いない。⁽²¹⁾

「題いたし様之事」の条で注意されるのは、「題の出様かきりもなき事候」としたあとに見える次のような叙述である。

さやうの儀ハ愚身などの事にて候、かやうに申候とをり、明題抄之内、うつされ可被用候、又ゆるしもとり候はぬ人の出題などにては、御詠も可有御斟酌候歟、努こあるましき事候

出題すべき題の拠り所として挙げられている「明題抄」の名は目を引く。室町後期、公家圈でもて扱われていたらしい同抄⁽²²⁾の役割の一端を伝えており興味深い。ただし右の行文の中で最も重要なのは、出題の権威が強調されている点であろう。そもそも為和らにとって出題とは、例えば為和の父一為広が猪苗代兼純に与えた「出題御免許之御添状」(井上宗雄紹介)⁽²³⁾に現れている通り、歌道家の人もしくは家人に許可された者にして始めて免されるとされていたが⁽²⁴⁾、為和の説くのもまさにこの点である。ここで思い合されるのは、飛鳥井流の作法を伝える『和歌功能』もまた「出題之事」の条を直先に据えていたことである。同条中に「其外故実以下可承師説」とあるように、「家」の人々にとって出題にまつわる権威は——享受者に対して、そして自己の存在証明の為にも——是非とも強調されねばならなかつたのである。⁽²⁵⁾

(ii) 系図

ごく限られた異同の中には、第三条「懷紙の事」に挿入されている系図である。遣送本では「哥仙正統大祖當家一流」というやや身振りの大きな——しかし自家の正統性を宣揚するには適わしい——標目のもとに、道長より始めて、長家ののちの文字

通り歌道家の正統としての御子左流における冷泉家一流の系譜を、為広—為和—為益に至るまで記しているが、併せて下冷泉家の政為—為孝—為豊、また為定—為遠—為衡に至る二条家の流れをも載せている。眼を相伝本に転すると、同本に「哥仙正統」云々の標目は無く、記載も簡略で、道長・長家ののち、忠家以降為家まで二男が家督を継いで来た様を示し、為家以降については、為氏から為衡までの二条家と並べて、為相から為和・為益に及ぶ冷泉家のそれぞれ家督繼承者を記すのみである。

為家に続けて為氏・為教・為顯・為相・為守を掲出、彼らの以後の裔を示し、また各人の法名・道号をも註記している遣送本とは大いに趣きを異にしていると言わねばならない。この異同もまた、執筆対象に応じて掲出方法を改替したという事情を窺わせる。相伝本の形は、為和が明融・忍雅に對して正系としての冷泉流を二条流との対比において示す必要のあつたことを反映し、一方遣送本の形は、右の側面をも含めて、御子左家の中での上冷泉家の位置を時宗の人々に顯示するという意図に裏打ちされていたのではないか。遣送本の為相の箇所——為氏ではな——に「家督」と敢えて註されていることや、系図に続く文言「当家二条家之様大略此分候、此外子孫多候へ共、不能巨細候」(相伝本はこれを欠く)も、右の子細を伝える証左となろう。

ちなみに遣送本系の先掲3・4の系図は、標目を始め遊行寺本と一致するが、一点、下冷泉家のみについては、為豊の後に「為澄—^{早世}為勝—為将」(為將は為和没後の元龜三年生²⁸)まで掲げており、為和の所為とは無縁の逸脱が見られる。おのずと後人の、しかも下冷泉家に親しい者の手が

加わった跡と見做すべきであろう。

先述のように当該の系図は「懷紙の事」の中にあり、「当家」「二条家」の書式を対置し、更に二条家の衰微を云い飛鳥井家の名をも挙げた直後に組入れられている。すなわち強い〈家〉の意識のもとに呈示されるのであるが、この意識を如実に示すのは家の〈説〉をめぐる記載である。

(c) 冷泉家説・二条家説の対置

「題会庭訓」の末尾が「当家二条家相違此分候」の一文で結ばれていることにもよく現れているように、題・会の書式・作法に関わる両家の差異を示すことこそ本書の眼目であった。事細かく対置されているそれらの相異点は、

当家にハいかにもまろくまき候、二条家にハあとのつき候様に、を
しひらめて、うへを一寸はかりをきて、をしおり候

の如く記されている①懷紙の收め方を始め、以下列記すると、②三首懷紙の奥の余白の取り方、③会の際に懷紙を置くべく「あふけて」置いた硯管の蓋(「本式ハ文台にあらす硯管のふた也」とある)²⁹の扱い方、④懷紙の重ね方(上藤・下藤のいづれを上にして重ねるか。下藤から披講されて行く順序に応じて、読師の所作とも関係する)、⑤「やまとどうた」のよみ方(アクセント)、⑥披講の形式などについて、「当家」「当家説」と「二条家」の方式とがそれぞれ対比されている。この内⑤は、

当家にハ此やまとどうたを大和国をいふ様に云也、二条家にハやまと瓜といふ様によめり

とするもので、中世古今集註の一論点と関わり、また国語学の側の関心とも繋がりを持つており注意される。遊行寺本の後段の「改編本」には、右に対応する箇所に朱墨によって（墨の丸に朱を施す）声符が付されている。為和段階でのものと目され、貴重である。⁽³⁰⁾

以上の他に、二条家説を対照していないので、「当家ニ用候分」として端作の詠み上げ方（句の切り方）を示し（「講師之事」条）、自家の由緒正しい方式を確認している例も見られる。また〈家〉の意識の中には、例えば「当家のものはかりとしより候て」「当家のものなどとしより候ての事候」（「懷紙の事」条）の如く、たとえ門流に属する者であっても年功により作法に違ひ目を立てるべきだとする観点も含まれている。

さて以上のように為和の強調する（冷泉家説）の独自性は一体どのようにな形成されたか、言換れば作法史における冷泉家説の流れとその中の為和の言説の位置如何、については更に吟味してみるべきだと思う。今その間に応える用意を持たないが、一つ付言すれば、作法を取り沙汰する当時の状況すなわち同時代性を考慮する必要があろう。為和の云う「当家」の説は見られるようにもっぱら二条家説に対するものであるが、当時徐々に作法の説を整えつたかに見える飛鳥井家の動向に、為和も決して無関心では居られなかつたはずである。しかし飛鳥井家説そのものへの言及は本書中に一箇所も存在しない。そもそも、

飛鳥井家ハ二条家門弟とて其相伝之由申候へ共、二条家に相違之事

の如く語る為和には、飛鳥井家説の由緒など歯牙にもかけず、一家の学

数多候

としては認めないと判断があったかも知れない。ありうべきこうした意識を背景として、作法における冷泉家説や飛鳥井家説がどのように連関しながら梓づけられ展開されたかは興味深い検討課題だと思われる。

(d) 人磨像

「会之事」の条で注意されるのは、一つは人磨像の問題である。同条に、会はもともと夜のものであることを云い、「さる間夜義絵図にあらはす」として、会の場景が図示されている。図の正面の「人磨」は人磨の画像を指すのであろう。その前に「硯管蓋のうら」すなわち、裏返した硯管の蓋——通常用いられる文台に対して本来正式のものとして用いられるという——を置き、右上に燈台（遊行寺本では炎に朱色が施されている）、左に読師、手前に講師、手前を取り巻くように「人」すなわち「披講人数」が描かれている。右の図から端的に知られる通り、会の場は正面に懸けられた人磨像によって統括されているのである。その人磨像の機能に着目したい。例えば、懷紙を置く硯管の蓋裏について、

絵の草木のものをむかひへなしてをく、人磨の方へ本をなす、文台も同前、此硯蓋又ハ文台にても、会のはしまるまへより置也

と記されているように、蓋の絵柄の上方を人々の方へ、本を人磨像の方へ向ける。すなわち懷紙の置かれるべき硯管の蓋は会の開始以前から画像中の人磨の注視する中にあり、次いで、順次置かれた懷紙は人磨の見そなわすところとなる。一旦捧げられた懷紙は、（「本式」の会では）下読師が取り重ねて講師の方へ向けるまで、もしくは（通常は「読師之事」の条にあるように）読師が歌の下端を人磨の方から「講師のむかひへむけ」

直すまで、この間終始、歌聖人麿の言わば至高の眼によつて目守られることになるのである。ここで重視されているのは言語表現の結果としての作品自体ではなく、むしろ表現にかかる行為あるいは所作であり、人麿像はそうした所作の執り行なわれる場の肅然たる緊張と聖なる氣分を昂め且つ補完する「莊嚴」として機能している。取り外された人麿像は鑑賞の対象としての美的な遺品ともなるが、何より和歌の会の場に懸けられることによって、列座する者たちの視線の集約点となるのである。

(e) 会所

人麿像を懸けて営まれる会の場は、為和の記述〔「会之事」〕にも見える「会所」である。「会所」の意識は座敷空間の形成定着という建築史的な過程とも関わるが、既に指摘されているように、連歌などの文芸や種々の表現行為の場としての「会所」は広く室町後期の文化を考える際の鍵の一つですらある。⁽³¹⁾

「会所」という空間については同じ室町後期の作法書の一つである『和歌秘伝条々』の、「会所之躰」と標題のある冒頭箇条に次のように記されている（彰考館蔵本 己・一八・〇七五一に拠る）。

一本尊にハ住吉の名号、又ハ玉津嶋の名号、又ハ人丸の絵像也、其前に花瓶にはな有へし、その前に香炉置

また二条家の作法を録した尊俊『和歌道作法条々』は「会席」の語を用いて会の場の莊嚴を、これも冒頭条において左のように説明している（天和二年板本に拠る）。

会席莊嚴之事

直すまで、この間終始、歌聖人麿の言わば至高の眼によつて目守られることになるのである。ここで重視されているのは言語表現の結果としての作品自体ではなく、むしろ表現にかかる行為あるいは所作であり、人麿像はそうした所作の執り行なわれる場の肅然たる緊張と聖なる氣分を昂め且つ補完する「莊嚴」として機能している。取り外された人麿像は鑑賞の対象としての美的な遺品ともなるが、何より和歌の会の場に懸けられることによって、列座する者たちの視線の集約点となるのである。

一 和哥会席の床に三具足在之、或ハ香爐、香合等はかりをも置之、花瓶に花有へし、本尊ハ住吉玉津嶋の名号歟、あるひハ人丸の影等可懸之、猶公宴の御会ハ主上を本尊に奉用候へは、本尊不及懸申儀なり

いすれも会の作法の重要な一項として記載されている。日常空間から切離され装飾され聖化された場。為和たちにおける和歌表現は、しばしば、そのような場によつて補完されていたのである。為和の記述もまた、和歌における「会所」の意義⁽³²⁾——そして「会所」によつて示唆される当代の表現行為の状況——を尋ねるための有力な材料となるはずである。

6

遊行寺本は、為和の著した「題会庭訓」「和歌会次第」の両部の和歌作法書——これらの他に『冷泉家秘伝』の名で現存している書がある——

の実体を伝える最良のテキストと言つてよいであろう。述べて来た通り、本書の記載内容から、為和の認識・意図や室町後期和歌作法書の性格にかかる種々の問題を抽出しうるのであるが、何より遊行寺本は為和と藤沢の時衆との結びつきを伝えている点で貴重である。しかし、書かれた行文の背後には、なお追究すべき諸点もまた潜んでいるよう見える。

例えは、

口伝ともハかきのせられす候間、重而見参之時可申候

(「会之事」条)

猶々其様候へとも筆につくしかたく候間、見参之時可申候

(「読師之事」条) などの文辞は、為和の注し付けたところ以外になお、筆端に尽し難い作法の細部、あるいはむしろ敢えて書かれざる秘説の類が存在していたことを窺わせる。為和はそれらの知識を何時どのように授与したか、一方、〈家人の人〉の教示を得て、時宗の人々の許で和歌会の作法がどのように営まれたかは必ずしも明らかでない。また小稿で紹介した遊行寺本 자체についても、厳格に言えば、為和の奥書に見える脇付の肩註「藤沢」は、今日の藤沢の地そのものを指すのか、それとも為和の家集の詞書に云う「越前藤沢道場」「藤沢⁽³⁴⁾」を指すのかなど、遊行寺本の成立や流伝にかかる問題も更に精査されねばなるまい。

ちなみに天文十三年(一五四四)五月、為和は甲州の時宗一蓮寺の懇望によって古今集を手すから写し与えている。その事蹟を伝える為和の奥書は次の如くである。

此集、依甲州一蓮寺懇望、以相傳之秘本手自書写校合了、尤可為證
本而已

天文第十三天仲夏仲游日

戸部尚書為和

(花押)

右の古今集の本奥書には、嘉禄二年四月九日の定家の書写奥書と為家(融賞)の為相への相伝奥書が存する。すなわち、為和の云う「相傳之秘本」とは、現存する冷泉家蔵の嘉禄本に他ならなかつたはずである。而して右の奥書を持ち、しかも為和自筆の——父祖の筆跡に対する模倣が

一つの様式を獲得させたとも言うべき——徹底した〈定家様〉を見せている当の古今集は、今日、遊行寺に蔵されている。⁽³⁴⁾ これも為和と時衆との親密な交渉を伝えているよう。更に、為和は、遊行上人や時衆の和歌の好士に、古今集を中心とする和歌伝受切紙をも授与したらしの証跡を、現存資料から具体的に見出しうる。これらについては別途に考えたいと思う。冷泉為和と、時衆あるいは〈藤沢〉を中心とする和歌的な——広く文學的な——場との繋がりについて、検討を要する問題は少くない。ここで採り上げた資料は、当の問題に重要な糸口を提供するものだと考えられる。

△注△

(1) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』(一九七六 桜楓社)、井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』(一九七一 明治書院 一九八七改訂新版)参照。

(2) 書陵部蔵(五〇一・七〇三)、私家集大成7・中世V所収。以下引用の歌番号は同大成のそれに拠る。

(3) 瀬本久雄「冷泉為和と今川氏輝・義元——『今川為和集』を中心として——」『駿河の今川氏』第六集(一九八二・五 今川氏研究会発行)所収参照。

(4) 藤沢市史編さん委員会編『藤沢市史』第七巻 文化遺産・民俗編(一九八〇 藤沢市役所 当該部分は『遊行寺宝物館図録』(一九八〇 遊行寺宝物館発行)として別刷)に既に登載、解説(高野修執筆)されている。幸い直接披見する機会に恵まれたので、調査したところに基づいて以下記す。なお清淨光寺蔵本の書名は右掲書掲出の形に拠り、小稿の標題もそれに従う。ただし以下の論述では「題会庭訓」の呼称を用いる(なお名称については後述)。

(5) 私に整理したところに拠つて具体的に言えば、第IV類本所収の「和歌会次第」C本。川平「定家著『和歌書様』『和歌会次第』について——付・本文翻刻——」(跡見学園女子大学紀要)21 一九八八・三) 参照。

(6) 川平「冷泉為和改編本『和歌会次第』について——〈家説〉のゆくえ

——」(『跡見学園女子大学国文学科報』12 一九八四・II)。

(7) 註6に同じ。

(8) 井上宗雄、註1参照。

(9) ちなみに『冷泉家系図』(彰考館蔵本 未・二・〇八三一九。井上註1に既に引かれている)に為和の子として掲げられている内、為益・明融の次に見える

「興忍賀」を、仮りに「忍雅」と同一人物だと見做した上で言えば、両書はいずれも為和からその実子へ授与されたものとなる。「改編本」の場合で言えば、奥書に云う「庭訓」「家明鏡」「相伝」の語は、此處に委記されてある作法を、由緒正しい冷泉家の流儀として、父子の辯の上で確認しようとする意識に支えられて云われたことになるであろう。両書の所々に現れている「当家」説の強調(後述)も、右のような事情を背景に置く時に

一層その深意を酌みとりうるのではないか。その際、為相・為秀ら以来の冷泉家関係者の奥書における「相伝」の語のもつ特有の意味を考え併せてよいか(井上宗雄「冷泉家関係者の記した奥書を持つ歌書類について付・歌壇史研究について」(立教大学研究報告 人文科学)18 一九六五・九)参照)。仮定に立った推測であり明徴を欠くが、少くとも為和・明融のテキスト授受(すなわち「題会庭訓」の場合)については右のように解しうる。

(10) 『細川家書札抄』に、

一御同宿中御坊中之勝劣之事

御同宿中ハ御坊中より上候、殊更御同宿御中、猶勝候

とあり、また『大館常興書札抄』に、

一時宗上人江之事

重宝之御茶送給候、誠以畏悦祝着之至候、旁可參賀候、恐々敬白

月日 名乗判

金光院御同宿中進覽候

凡此趣たるへし、金光院と申は七条道場の寺号なり、ケ様ニ寺号を書へきなり、大概、淨土宗長老同前心得なるへし、下之衆江之事ハ何阿弥陀仏進之候などゝも可有之、又床下などゝも書へしとある(いすれも群書類從卷一四五、板本に拠る)。

(11) 「如何様(ふと)与風寵下」の言い回しは、社交辞令の一面を含みながらも、為和の熱意と共に、めまぐるしいまでの旅程がむしろ習いともなつてゐた為和の気分を、幾分か伝えているようと思われる。

(12) 無論、京を離れ在中に、何処からか藤沢へ差し出したとも考えうる。しかし「罷下」の語は、京に在つて云われたものと解するのがより適わしいか。

(13) 名児耶明「定家流を築いた人々」『定家様』五島美術館展覧会図録No.107(一九八七 五島美術館)所収参照。ちなみに右論文に引かれている『万宝全書』卷五「和漢墨蹟印鑑」の「古筆手鑑目録並寛永之」(見返の標目)の「短尺之分」の中、「冷泉殿」の並びに「同為和 金壱両」とあって、江戸初期における為和の筆跡に対する評価の程を大よそ知りうる。

(14) 註12掲出の図録175頁所載。

(15) 註14の頁所載の短冊四枚を、掲載順に仮りに(1)~(4)(1)・(2)は陽明文庫蔵「短冊手鑑」所収、(3)は富岡美術館蔵「文彩」所収、(4)は五島美術館蔵)と呼び、各々から集字したものと、遊行寺本からの集字とを対比する。比較的癖の目立つ「れ」「て」を始め「す」「ぬ」「の」、サンブルは少いが「や」「む」「せ」「さ」「ち」「な」漢字の「秋」「花」など、いずれも近しさを認めうる。また署名においても、短冊の場合と、やや速筆の遊行寺本の場合とで筆写態度を異にしていたはずだが、字体は同一人物のものと見做してよいのではないか。

(16) 『日本書目大成』2(一九七九 汲古書院)所収に拠る。

(17) 井上宗雄、註1参照。

(18) 井上宗雄、註1「補注篇」参照。

(19) これを「明融が若干文章を変えて一書にしたのが『冷泉明融書』(松平文庫「歌書集頃」所収)である」(井上宗雄、註139~350頁。なお同549~550頁を参照)。

(20) 本文は彰考館蔵本(巳・二・〇七五六九)に拠る。同本の「会之事」の条を中心には錯簡が見られる(この錯簡は「相伝本」系の多くの伝本に踏襲されている)が、訂正して参考する。なお「遣送本」系は右の錯簡を免れている。

(21) ちなみに『再昌草』から、為和の出題した折々の会と、当の題を拾い上げることができる。

- (22) 井上宗雄、註¹に、「言繼卿記」に「明題抄」「明題略抄」「明題」「明題部類抄」「明題略集」等の名の散見することが指摘されている。
- (23) 京都大学附属図書館蔵谷村文庫本(谷村文庫・四一二三、シ一三猪)。内題は「出題御免許之御終状」。本資料の意義と「出題」の嚴重さについては井上宗雄、註¹掲出書の指摘参照。
- (24) 陽明文庫蔵本(先掲「B」の4)の外題に「出題集」とあることも想起される。
- (25) 島原図書館蔵松平文庫本(一一七・九六)に拠る。井上宗雄、註¹参照。
- (26) 題詠史の一支部としての「出題史」の脈絡の中で、為和たちの状況を辿ってみるべきだと思う。なお「題者の家」の観念も定着する近世初期における状況は、「和歌出題考」(書陵部藏『池底叢書』七七 四〇六六・一〇二、一〇四一二 国文学研究資料館蔵マイクロフィルムに拠る)から推察される。
- (27) 本書を授与されたはずの明融の名すら系図から漏れていることも、相伝本において、述べたような執筆意図が存したことを示唆していると思う。
- (28) 『公卿補任』、『冷泉家譜』(東京大学史料編纂所蔵本四一七五・一四九)に拠る。
- (29) この「本式」については定家著の和歌作法書に記載が見える。
- (30) 秋永一枝「やまととうた」と「やまととうり」(『国文学研究』87 一九八五・一〇)参照。
- (31) 例えば村井康彦『茶の文化史』(岩波新書 一九七九 岩波書店)参照。
- (32) 武井和人『中世和歌の文献学的研究』(一九八九 笠間書院)の指摘(第3章・第2節)参照。更に連歌における「会所」「会席」との連関をも考え合せなければならないであろう。金子金治郎『連歌総論』(金子金治郎連歌考叢V 一九八七 桜楓社)参照。
- (33) 彷考館蔵本(巳・一八・〇七五一)・大阪市立大学附属図書館蔵森文庫本(九一・一〇一・REI・森文庫)。室町期に溯る伝本は今のところ見出されていない。
- (34) (天文十年)「月契多秋八月五日於越前藤沢道場」(一八二三)・「落葉十月於藤沢当座」(一八三九)参照。
- (35) 註⁴参照。為和の「定家様」については名児耶明、註¹³参照。

〈付記〉 翻刻並びに写真掲載を許可された遊行寺執事吉川晴彦氏、調

査時に高配賜った前執事林昭善氏、教示を与えられた高野修氏、本
学三山進教授、並びに諸文庫各位に、衷心より御礼申し上げる。

翻刻 底本 清淨光寺藏『題会之庭訓并和歌会次第』

(題会庭訓)

螢火乱飛 水邊涼
秋已近 自秋〔三・オ〕今日不知誰計會
春風春水一時來
寄伊勢 寄源氏
物語戀 物語戀螢火乱飛 水邊涼
秋已近 自秋〔三・オ〕

一 題の書様の事

四文字題の書やう、あまりに二行めさかり候ではあしく候、まへの書はしめの字の下ほどらひより、二行めの字のかしらをかきはしめ候と申候へ共、さやうに書候へは必二行めあまりニさかり候ものにて候ほとに、二行めの字長字にて候はゝ、まへの書はしめの字のなかほどより二行めの字かしらをあそはし候へく候、或ハ四文字題まへに三字書、末に一字も「^(一オ)書候、是は字のきれ候て見にくゝ候をかき候、さもなきをはいつれも二字つゝにわかつて書候也、

山路 山 五月雨

五月雨

尋花 寄樵夫 又ハ寄樵 夫戀

寄商人 又ハ寄商 人戀

かやうの儀候、如此三字と一字とに書候事ハ、つゝき候字をはなち候て書候へは見にくゝ候まゝ書候、それさへ二字「^(一ウ)」つゝ書候てもくるしからず候間、字のつゝき候はぬ四字題をは、いかにも二字つゝあそはし候へく候、はじめの二字をハすこしあはひをゝかれ候て、後の二字のあひをは、ひしくとつめて書候へは見なりよく候、但これも字により候歟、又五字十字或ハいかほともなかき題あるものにて候、それをは字をつめて字のあひたひしくと書候、

一 題いたし様之事

これはさたまらざる事にて候、四季戀雜とも又當季「^(三・オ)」戀雜とも又當季はかりも、又ハ四季戀とも四季雜とも又當季戀とも、又ハ當季雜とも、又四季はかりも、又ハ戀はかりも、又雜はかりも、又ハ天象、地儀、居所、植物、動物、雜物ともいたし候、此うち居所をのそき候てもいたし候、又居所を動物の次、雜物の上にもいたし候、又地儀、居所をのそき候ても書候、此外題の出様かぎりもなき事候、さやうの儀ハ愚身などの事にて候、かやうに申候とをり明題抄之内うつされ可被用

候、又ゆるしもとり候はぬ人の」^(三)出題なとにては御詠も可有御斟酌候歟、努くあるましき事候、又題のかすの事、春秋ハ多く書候、夏冬ハ春秋の半分あまり、又ハ半分ほとも、又ハ半分よりすくなくもいたし候、又戀雜をは春秋ほとも書候、又ハ夏冬ほとも書候、又戀を春秋ほともかき候て雜を夏冬ほとも書候、又戀を夏冬ほと書、雜を春秋ほとも書、又それより多もかき候、又當季夏冬にてその季戀雜と書候へハ、^(四)その季ほと戀雜をも書候、又さもなき事も候、又花の時分花題はかりも書、月」の時月の題はかりも書、雪の折節雪の題はかりも書候、花題ハ初花より落花迄次第に書候、月雪いつれも同事候、又今申候天象已下ハ天象、地儀、植物、動物をハ多く、居所、雜物をハすくなく書候、但雜物ハ多もかき候、天象とハ天、日、月、星、風、雲、煙、霞、霧、露、雨、霜、霰、雪、霧、時雨、稻妻などの事にて候、又時分の曉、朝、晝、夕、夜も天象の内ノ末に書候、其外そらよりくるものいつもも天象なり、地儀とハ山、海、河のたくひ、地にあるものゝ事、居所とハ宮、寺、^(四)禁裏をはじめ家のたくひ、うへ物は草木の事、動物ハ鳥類、虫類、獸類也、雜物とハ玉、鏡、枕、衣、匣、櫛、紐、帶、弓、笛、舟、車、鐘、扇、糸、笠、蓑などの類にて候、此外題の書やうかぎりもなき事にて候也、

一 懐紙の事

當家にハいかにもまろくまき候、二条家^{氏子孫}にハあとのつき候様にをしひらめてうへを一寸はかりをきてをしおり候、又三首の懷紙當家にハ奥のつまり候様に書候、二条家ニハ^(五)わざとおくをすこしかきのこし候、

候、又ゆるしもとり候はぬ人の」^(三)出題なとにては御詠も可有御斟酌候歟、努くあるましき事候、又題のかすの事、春秋ハ多く書候、夏冬ハ春秋の半分あまり、又ハ半分ほとも、又ハ半分よりすくなくもいたし候、又戀雜をは春秋ほとも書候、又ハ夏冬ほとも書候、又戀を春秋ほともかき候て雜を夏冬ほとも書候、又戀を夏冬ほと書、雜を春秋ほとも書、又それより多もかき候、又當季夏冬にてその季戀雜と書候へハ、^(四)その季ほと戀雜をも書候、又さもなき事も候、又花の時分花題はかりも書、月」の時月の題はかりも書、雪の折節雪の題はかりも書候、花題ハ初花より落花迄次第に書候、月雪いつれも同事候、又今申候天象已下ハ天象、地儀、植物、動物をハ多く、居所、雜物をハすくなく書候、但雜物ハ多もかき候、天象とハ天、日、月、星、風、雲、煙、霞、霧、露、雨、霜、霰、雪、霧、時雨、稻妻などの事にて候、又時分の曉、朝、晝、夕、夜も天象の内ノ末に書候、其外そらよりくるものいつもも天象なり、地儀とハ山、海、河のたくひ、地にあるものゝ事、居所とハ宮、寺、^(四)禁裏をはじめ家のたくひ、うへ物は草木の事、動物ハ鳥類、虫類、獸類也、雜物とハ玉、鏡、枕、衣、匣、櫛、紐、帶、弓、笛、舟、車、鐘、扇、糸、笠、蓑などの類にて候、此外題の書やうかぎりもなき事にて候也、

一 懐紙の事

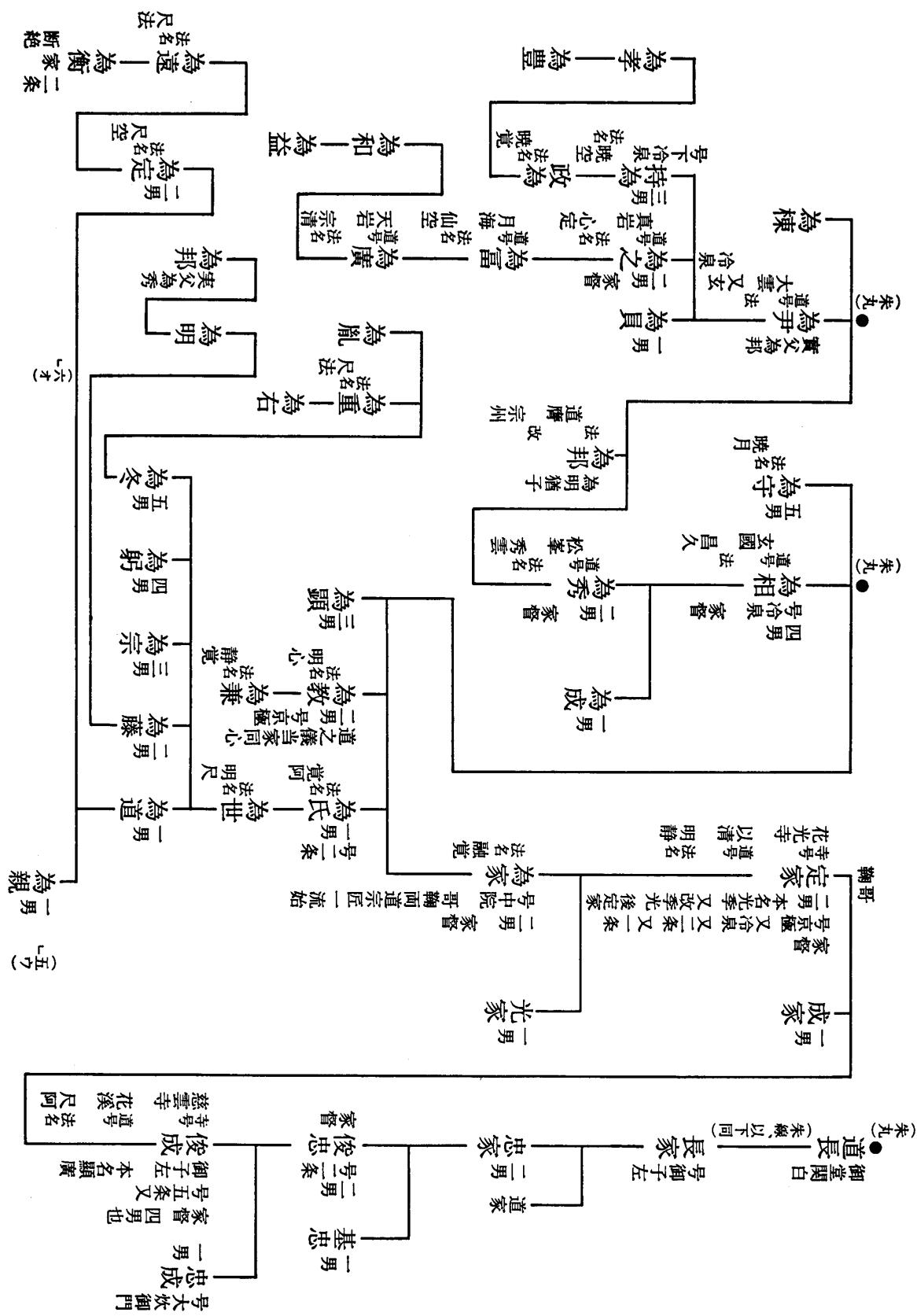
二条家とハ當家兄のなかれにて候、さ候へとも不孝ゆへ道の相傳もなぐ家とくにてもなく候て、今ハ一家絶はて候、飛鳥井家ハ二条家門弟とて其相傳之由申候へ共、二条家に相違之事数多候、
(ここに標目と系図あり、便宜上、次頁に別掲する)

當家二条家之様大略此分候、此外子孫多候へ共、不能巨細候、

一首の懷紙昔ハ一首和歌と書候、近年ハ更^ト不可然候、此間のことく端作ニ題書候、和歌迄一行にも二行にも書候、哥ハ三行三字、「^(六)此三字ハ真名に書候時、自然こと葉ハ四五六字候ともくるしからず候、只字たに三字候へハよく候、もとより假名に三字候ハ不及沙汰事候、又上句の字を一字にても三行めへかゝさるものにて候、下句をハ二行めへ書候ても不苦候、わろきと申ハ假令、

やくもたついつも
二行め やへかきつまごめ
三行め 此にの字わろし
にやへかきつくる其ハ
へ垣を」^(七)

かやうに三行めへ上句を一字にてもかゝさる事ニ候、二首の懷紙ハ題を端作にも書候、又二首和歌とも書候、二首三首ともに和歌迄二行にも一首の時のことく書候、三首の懷紙をハ端作に題書候事子細候間、不書事候、百首迄おなし事候、不書事候、當家のものはかりとしより候て三首の懷紙の端作に題を書候、努^ト他家之人、高位高官之人もかゝる事候、無案内之人自然書候歟、不可然候、又哥を二行に書候事も二首三首の懷紙」^(七)にハ他人不書事候、十首からハ誰も二行に書候不



哥仙正統大祖當家一流

苦候、但十首の懐紙をも二行七字に書候てよく候、それは主／＼のは
からひにて候、十五首より百首迄は二行可然候、又懐紙鳥子に不書も
のにて候、子細候、當家のものなど、としより候ての事候、

一
會之事

兼日に題を給人數、懷紙を左の袖に入て會所に出て下膳より次第にす

讀師之事

（八九）
出で懐紙を文臺の上に置く也。懐紙の「丁をむかひへなして置く也」傳ともハかきのせられす候間、重而見参之時」可申候、本式ハ文臺にあらす、硯筥のふた也、此蓋をあぶけてをく、繪の草木のとをむかひへなしてをく、人麿の方へ本をなす、文臺も同前、此硯蓋又ハ文臺にても會のはしまるまへより置也、本このハ夜也、さる間夜義繪畠にあらはす、又懷紙ハ置てやかてく本座へ帰る也、其後披講の時更に又すゝむ也、

披講人數也

此硯筥蓋、當家ニハ如此あふ
けて候を、讀師勸てうつふけ候、
二条家にハ其まゝあふけて
裏を上へなしてをき候。(入ウ)

へのごとく文臺のしたへ取おろしてをき、たんさくを又よませ候、短冊よみはて候へハ、まへのことく文臺のうへに、いつれもをき候てしまそき候、又文臺のしたにをき候時ハ文臺よりしも、讀師のまへにをき候、猶々其様候へとも筆につくしかたく候間、見参之時可申候、硯の蓋をハ」(九)讀師進而うつふけてをき候、

本式會にハした讀師といふもの候、哥人皆く哥を文臺にをきをはりて後に勧てその哥ともをとりて重也、(以下「上ニをく」まで、「也」字の下だ。印を付し行間と余白に補入)重て二ニ折て、折目を讀師のかたへむく、哥下むかひへむく、短冊候時にハ短冊懷紙の上ニをく、此

下藤をうへに上藤を下に次第二かさね候、當家説候、さる
により讀師の中よりぬきとり候、さ候へハ下藤一はんによまれ候、こ
れは當家重様に候、二条家にハ只つねのことく上藤をうへに下藤を下
に次第にかさね様ほとに、此時は讀師中よりハぬきとらす、したより
とりてよませ候、

下讀師ハ物に心得たる人のやくにて候、下讀師ハ讀師進而、さて文臺のものとへよひよせて懷紙重させ、かさねはて候へハ下讀師しりそき候て講師をよひよせ、さて其後に披講の人数すゝみ候、又下讀師、講師

一 講師之事

為和

讀師進而、其後すゝみ候て哥を一句つゝ同聲に切聲に「^(一〇才)よみ候、端作

のよみ様さまへ候へとも、當家ニ用候分、

藤澤
御同宿中」^(一一才)

春日同詠寄松祝和哥

はるの日・おなしく・まつによする・いはひと・いへることを・^{或ハ}

切(朱侍記)
よめる・やまとた 次に名、次ニ哥をよむ、

當家にハ此やまとたを、大和國をいふ様に云也、二条家にハやまと

瓜といふ様によめり、

詠^(モル)二・一首^(ニシニア)・和哥

二首から百首迄ハ何しゆをよめるとよむ、題のはしにある「^(一〇才)をハ、何

といへることをよめるとよむ也、さて哥よみをはりては、ひかうの聲のいてさるさきにしりそく也、うしろを讀師のかたへ見せざる様にしりそく也、^{左回}

一 披講之事

（朱点）
• 和哥會次第 夜儀 家説

禁裏仙洞儀

先掌燈、^(合点朱、以下同じ)臺^(高燈)在座上、^(主上之左)講師右程也、

兼存知シテ如此可用也、已後改切燈臺、高燈臺取時、其打敷ヲハ

不取、其マ、用也、座席廣者座末之程ニ又高燈臺ヲ立置、便宜之所ニ可立之也、雖兩脚或一脚^(一二才)

次人^ニ參集着座、^(主上已前ニ出御、於攝家同前)主人

但公卿已下可然人許歟、於下席者置和哥便所ニ可着也、大臣已下

可然公卿兼在其座、^(和哥之清書懷中、殊加用意、不可落)又不可委損、^(是京極黃門、庭訓、代々相傳也)

次置文臺

本式ハ硯管蓋也、あふけてこれを置、又普通ハ用文臺也、繪本何

モ向主人、^(主人之前)置也、^(撰家)

文臺をく事、殿上之五位六位之間歟之也、

於關白家者依主人命諸大夫歎之、

次數講師円座

撤本高燈臺、其打敷上立之、

次改切燈臺

みかよハ 又はてに一番のことくにてをき候、當家二条家相違此分候、

如何様与風龍下、以拌顏猶^ニ御不審之儀可申候、披講博士ハ去

年注進候間、只今注不進候、

次哥人置和哥^(一三才)

自下臍次第二進テ置哥、以左右手取哥、其様右手ニ本ヲ取、左手
聊上ニ加テ末ヲ少シ左方ヘスチカヘ横持之テ卷終ヲ外ニシテ乳ノ
程ニ當也、然シテ文臺下ニ進寄テ突左右膝、本ノ右手ヲ上ノ左手

哥ヲ下より抜取テ令讀之也、哥一巡令讀了天乍在文臺中ヨリ押折
テ置也、如元文臺ニ置

講師作法

ノ所ヘ寄テ乍諸手置之、以文下向御前指置文臺上、不背座上可退、公宴儀雖大臣自座下進テ膝行シテ置之、自余内々儀每事可有斟酌歟、又和哥清書(一三二)文臺ノ下ニ進寄、更披哥聊見之卷之置之由雖有口傳、庭訓、嚴重御前參進更披見之儀片腹痛事也、進時座下ノ方ヘ向聊披哥見之卷之進テ置也、各置哥訖後、主人觸氣色於讀師

次讀師移座召下讀師、當座第二人多懇讀師、

讀師取哥打返文臺蓋置之、召寄下讀師(一四〇)令重和哥、弁知位次人下讀師トス、參

議勤之、

次召講師、其詞、講師まいれ、是讀師之詞也、家説、

講師參進之後、主人觸氣色於哥人木為詠吟可進寄之由也、此講師之參進雖分前後大略同時也、或講師進テ已後召下讀師、講師恒例用五位、内裏院中多有四位懇例、(一四〇)

讀師作法

依主人之氣色移座、文臺ニ進テハ即取和哥、硯蓋をうつぶしに反て置之、家説、召下讀師、こゝこ進寄テ先取下臍懷紙奉讀師、こゝ取之硯蓋上ニ繙テ令讀之、以下向主人、奥ニ題アル時、先披端題之哥、奥之題ヲハ可卷隱也、近來雖五六首繙一紙於一度令讀之也、此両様只可任主人之心者歟、但一紙ヲ(一五〇)度ニ讀儀近年用之、講頌スル程ニ下讀師重和哥、始下臍、重説自中押折天讓讀師、讀師所重之

晴儀取笏、本式或不取、有其例、應召(一五〇)文臺本へ進寄、專不居円

座、懸片膝逃座下之足、當者右足可逃之但雖不正座可正座、為慥見文字也、是家訓也、強ニくゝまらす、大略直居テ可令讀之、うつぶしあふくを号額突、講師見苦云々、讀様、假令、

春日同ク松ニ寄ルいはひといへることをよめるやまとうたサテ人ノ名、貴人ヲハ微音ニ讀、哥ハ句ニ切聲ニ讀上、題ハ初許讀之、後ニハ

名(一六〇)許也、序有ハ書連タルマヽニ讀テ序ヲ講テ後又題ヲ讀テ可讀和哥也、若五六首之時序有モ同前也、無序ハ初題許ニいへること

をハ可讀也、後ニハ名許讀テ遇不逢戀、寄神祇祝ト許ヲ可讀也、惣テ題ヲハ可訓讀也、雖然閑居ナトハ訓ニ讀テキヽニクキモアリ、可計歟、又懷紙ヲ不繕、雖卷反不見、自不可直也、可任讀師之(一六〇)所

行、又雖讀謬再不可讀直、家説、先能ニ下讀ヲシテ哥ノ心ヲ得テ後ニ可出音也、講了不待詠聲早速起座可退也、

詠吟哥之間無懈怠之氣色、不搖動頸已下身軀也、抱笏人讀師被置次哥之後、又先見其哥訖之後、如前讀上之、但哥ヲ見苦也、氣色許歟後ニ每哥題如前ト讀之由雖有一説、略而不用、(一七〇)

詠字讀様説

なかむる 清輔用之也、

又説多いせる

よめる 是家説也、

已上三説也、

やまとた 家説、基俊説也、

やまとた 清輔説也、二条家ニ用ユ、〔一七ウ〕

讀人名事 御前儀

六位官姓名

五位官名或名二字、近年名二字計、

四位名朝臣

自名不加朝臣
二字許

三位以上官姓朝臣
〔一八オ〕

有兼官人讀兼官」

内大臣ヲハ

うちのおはいまうちきみと讀、

左大臣ヲハ

ひたんのおはいまうちきみとよむ也、

右大臣ヲハ

みきのおほいまうちきみ、

權僧正

准之讀之、〔一ハウ〕

公宴大略如此、臣下哥讀訖早速起座、

御製講師ハ他人勤之、大略參議、或中納言聽之、

内と御會他人不勤之、猶祖候讀師被置御製之時讀之、

何といへることをよませ給へるやまと哥

攝家

大臣家 親王家准之

六位同前、五位名朝臣〔一九〇〕

四位官朝臣 公卿ハ官許、

講頌之事 御前之儀

御製ハ七反、或十反、攝家三反、或五反、准之、親王家

古儀每人三反詠之、近代下薦哥不過一反、或晴御會近年下薦之哥内く

御會下薦之哥二反之儀更く無之、講師進參之後、主人觸氣色、公

卿已下講師ノ左右後ニ近進寄、留本座、無音人少く但近年講頌之人數奉行人

催之、〔一九ウ〕殿上人ハ召道者許、無音之輩モ道者ハ進也、事訖各復本

座、退出、主人入御之後

(五行分空白) 〔一〇オ〕

此一巻乍斟酌御懸望之間、以庭訓之旨具注進候、家明鏡、深

可被禁外見者也、

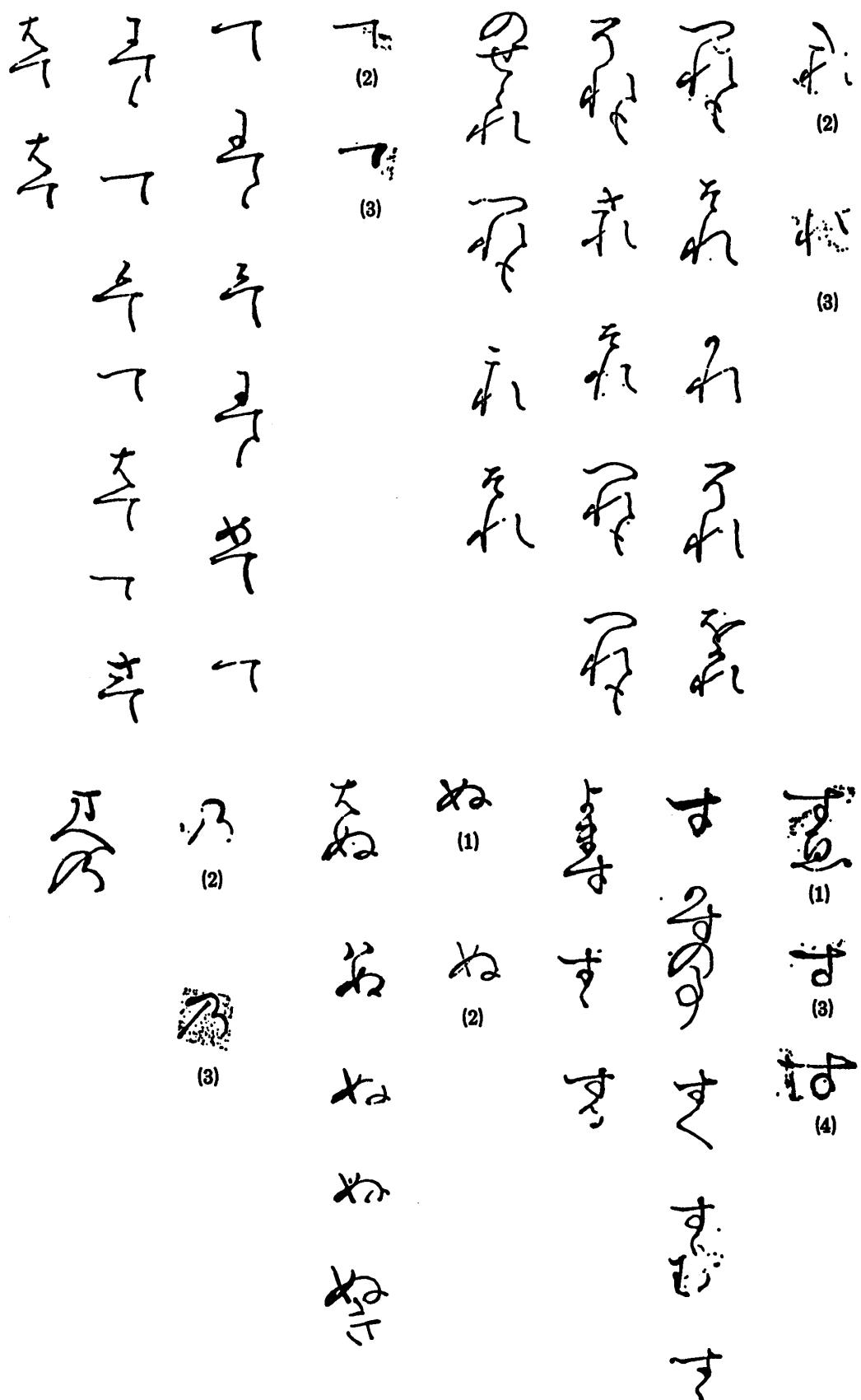
為和

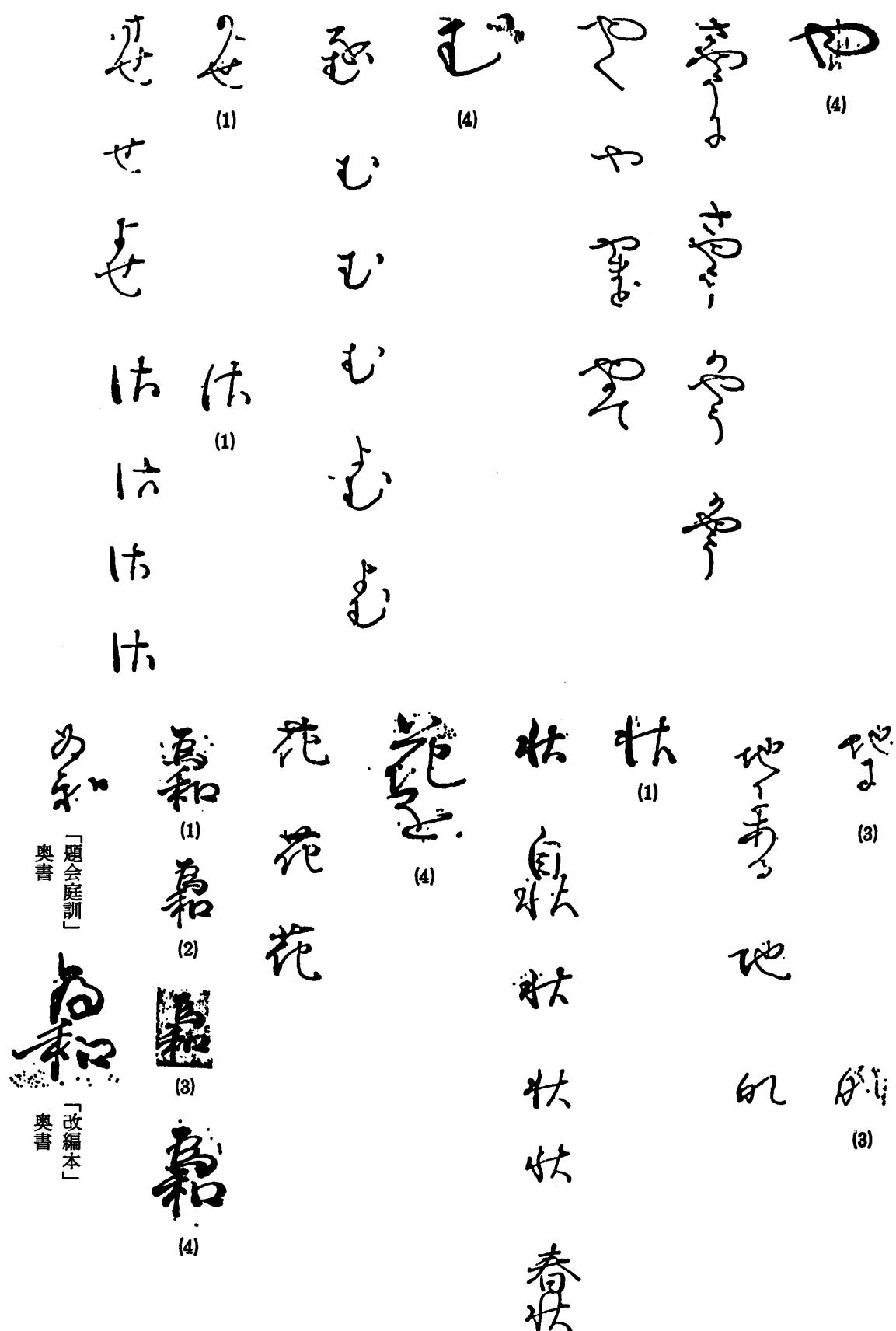
(花押) 〔一〇ウ〕

藤澤
御同宿中

(翻刻に際しては、元の文字遣いをなるべく保存するようにした。異体字の内、
帝・達・畧は、それぞれ紙・達・略に改めた。適宜読点を付した。() 内は
私の註である。)

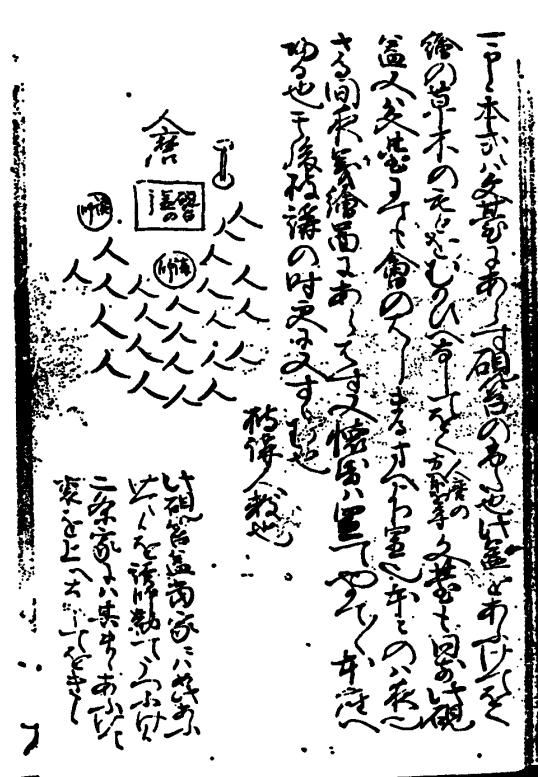
〈付図I〉筆跡対照（為和の短押並びに遊行寺本より集字。本論註15参照）



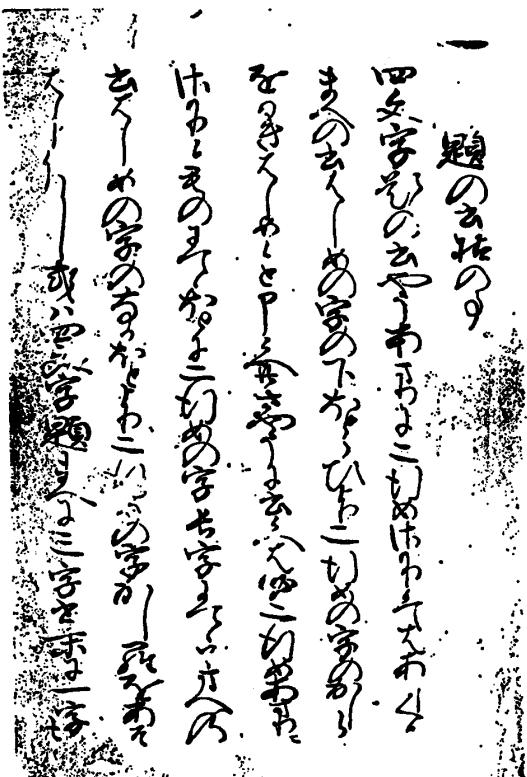


〈付図II〉 遊行寺本

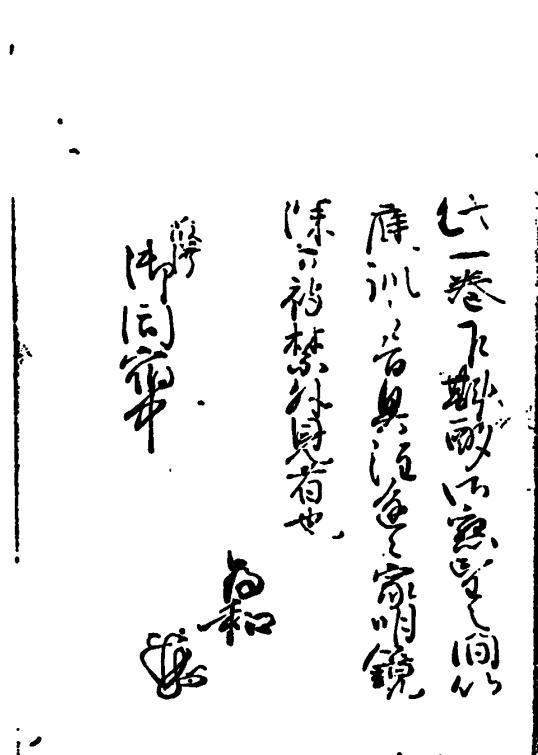
川平：清淨光寺藏冷泉為和著『題会之庭訓并和歌会次第』について



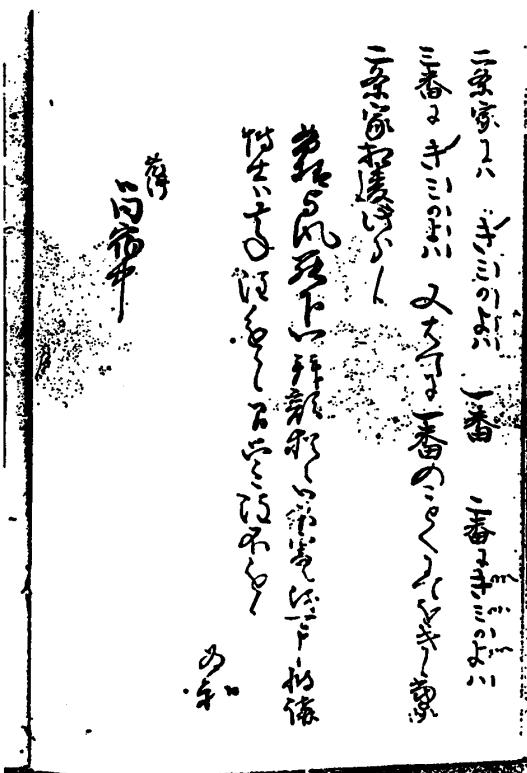
同「会之事」条部分（8丁裏）



「題会庭訓」冒頭（1丁表）



「和歌会次第」奥書（20丁裏）



「題会庭訓」奥書（11丁裏）